



電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、**住民税均等割非課税世帯**や令和5年1月から9月までに**家計急変のあった世帯**を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 未申告の方は、確定申告をしてください。確定申告後、住民税均等割非課税世帯と判明した場合は、受給できます。

給付金の支給額

1世帯あたり **3** 万円

給付金の支給時期

市が申請書を受理した日から **1か月程度**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～9月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯（家計急変世帯）

申請書が届きます

内容を確認し、必要事項をご記入の上、返信してください。

※令和5年6月1日時点の世帯で判定します。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和5年7月3日（月）
～令和5年9月29日（金）

申請場所：須賀川市役所 3階光の会議室
☎ 0248-75-5551

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

1 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、振込先などが書かれた申請書が届きます。
- 内容を確認して、返信してください。

2 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項をご記入の上、添付書類と一緒に返信してください。

※ 8月以降、申請書が届かない非課税世帯の方は、お手数ですが下記お問い合わせ先にお尋ねください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から9月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、子(1人)を扶養している場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請には、申請者（世帯主）の本人確認書類、世帯全員の令和5年1月以降の給与明細書等（収入が分かるもの）の写し、通帳の写し（口座名義人カナ記載面）が必要です。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か
警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

須賀川市給付金コールセンター



0248-75-5551

受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く）